

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付の日付を令和7年2月6日として行った愛の手帳の交付決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、3度への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、障害の度を3度に変更することを求めている。

今から約9年程前に当時入院していた〇〇県精神医療センターで2016年6月20日・23日に実施された検査結果報告書に記載されている内容からも、軽度知的障害であることは判断することができる。

申請時の調査票についても訂正願いたい。現在の症状等が過去において療育手帳の判定を行った判定機関等の判定資料の内容から変化していると思われる。

判定機関による（心理担当）聞き取りが〇〇等の一般面会で行われていたら結果が変わっていたかもしれない可能性があることも含め、請求

人の現在の症状等を踏まえれば、知的障害の程度は「3度（中度）」と判定されるのが妥当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 9月 9日	諮問
令和7年10月22日	審議（第105回第2部会）
令和7年11月17日	審議（第106回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者等は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあっては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場

合は都要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めるときは、心障センター所長を經由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

- (4) 都要綱14条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）の4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同細目の4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

- (5) 知的障害者に係る療育手帳については、同手帳制度自体を定める法令がなく、各都道府県知事及び各指定都市市長は、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）において定められた「療育手帳制度要綱」及びその具体的取扱いについて定めた「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）に基づいて、それぞれが要綱等を作成し、知的障害者に対する療育手帳制度を実施している。

ただし、知的障害者及びその保護者の負担を軽減し、療育手帳の活用を図るため、知的障害者が他の都道府県又は指定都市に転居した場合には、「転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項について」（平成5年6月22日児障第42号厚生省児童家庭局障害福祉課長通知）により、転居の場合における療育手帳の新規発行については、「知的

障害児（者）又はその保護者が、旧住所地の児童相談所又は知的障害者更生相談所における判定資料の活用を申し出た場合には、可能な限り、新住所地の都道府県等は、旧住所地の都道府県等の判定資料を活用し、原則として新たに面接を行うことなく療育手帳を交付すること。」としている。

そして、東京都において、上記通知の趣旨を踏まえ定められた「転居に伴う療育手帳の取扱いについて」（平成6年2月8日付5福障精第717号東京都福祉局障害福祉部長通知）によると、転入者が愛の手帳の交付申請にあたって、他道府県の療育手帳交付時の判定資料の活用を希望する場合は、申出書を判定機関に提出し、この申出書を受理した判定機関は、他道府県等の判定機関に判定資料の提供を依頼するものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

元判定機関において平成27年9月8日に実施された田中ビネー知能検査Vによる知能指数はIQ55であり、これは個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」（4度）に相当し、4度と判定されている。

イ 「知的能力」について

知能測定値は4度の範囲内であるほか、本件申請書提出後の手続に当たり、請求人は、〇〇の担当者と複数回、手紙でのやり取りを適切にでき、手紙の内容も漢字を適切に使用し、結びの挨拶を使用するなど、手紙の正しい書き方、形式など理解しており、丁寧語、尊敬語等を用いることもできていた。また、本件調査票によれば、趣味は「〇〇」を観光することであり、余暇も楽しむことができていた。

以上により、個別判定基準表における「テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる。」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

ウ 「職業能力」について

本件調査票によれば、令和5年11月から令和6年1月まで、一

般就労として、派遣先の工場で車の部品の検査を行っており、同年3月から7月までは、就労移行支援事業により、パソコン作業に従事していた。本件判定資料にも、作業所において、利用者の朝食、夕食づくりを補助的作業として行い、清掃をメインとして行っていたと記載されている。

以上により、個別判定基準表における「単純作業は可能であるが、時に助言等が必要」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

エ 「社会性」について

上記ウのとおり、請求人は、一般就労に従事することや就労移行支援事業の利用が可能であった。本件判定資料においても、グループホームに居住時は「作業所、グループホームでの人間関係は良好」と記載されている。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能」までの区分に相当するものとして、4度と判定されている。

オ 「意思疎通」について

上記イのとおり、請求人は漢字を使用して、文法などの誤りもなく、適切な長文を作成することが可能であった。本件判定資料においても、初対面の相手とは会話は難しいものの、日常会話可と記載され、さらに、読み、書きについても、まんがの本を読む、祖母宅で新聞を読む、漢字は少しは書けると記載されている。

以上により、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

カ 「身体的健康」について

本件判定資料によれば、過去、複数の医療機関への通院歴はあるが、本件調査票には、通院先及び服薬についての記載はなく、身体的な疾患があるとは判断できなかったとされている。

以上により、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

キ 「日常行動」について

本件調査票によれば、問題行動として、〇〇やオーバードーズが

あり、精神科への入院歴もあることが記載されているが、東京都転入後の通院先及び服薬の記載はなく、転入後は、行動上の障害について、頻度・程度ともに大きな問題はないと判断されている。

以上により、個別判定基準表における「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

ク 「基本的生活」について

本件調査票によれば、お金の管理以外の日常生活（食事、排泄、着替え、入浴、身だしなみ及び外出）について一人でできると記載されている。本件判定資料においても、身辺処理は（摂食、排泄、入浴及び着脱）は自立とされている。

以上により、個別判定基準表における「身辺生活の処理が可能」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目全てが4度（軽度）相当とされている。

上記プロフィール欄の各項目における障害の程度の判定は、本件判定資料等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、判定機関の専門的見地からの判断として合理性のあるものと認められる。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体として、4度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的障害」と、心理学的所見欄には、IQ 55（田中ビネーV、平成27年9月8日、元判定機関が実施）と、社会診断所見欄には「今後の自立と就労の為にも愛の手帳取得し支援を受けるとよいと考える。」とそれぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判断するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、現在の症状等は本件判定資料の内容から変化している旨主張し、本件調査票についても訂正を求め、請求人の現在の症状等を踏まえれば、知的障害の程度は「3度（中度）」と判定されるのが妥当である主張している。

しかし、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであり（1・(2)ないし(4)）、また、申請者が旧住所地の判定資料の活用を申し出た場合には、可能な限り旧住所地の判定資料を活用し、原則として新たに面接を行うことなく療育手帳を交付するとされているところ（同・(5)）、旧住所地の判定機関における判定資料の活用を希望する旨を記載した「申出書」の提出があり、請求人から早期に判定手続を進めてほしい旨の手紙があったことからすれば、本件調査票及び本件判定資料を基に本件判定書が作成されたことに不合理な点はない。そして、本件判定書等によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「4度」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙1及び別紙2（略）